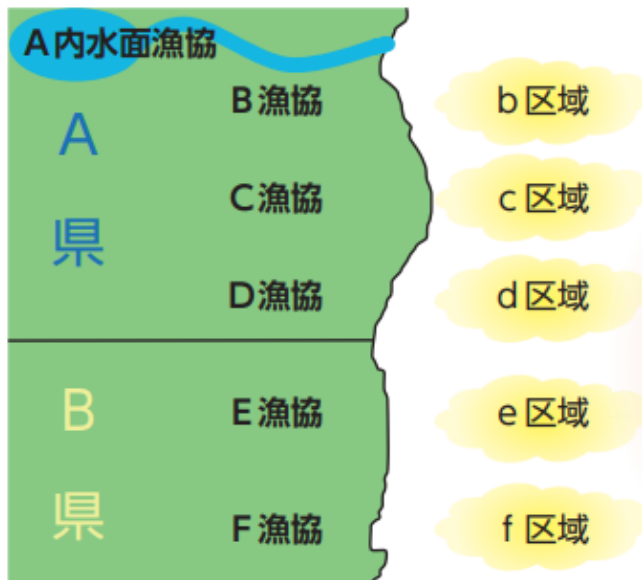


漁業法における漁業許可制度

- 漁業法における漁業許可制度とは、漁業調整の観点から、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとする制度。
- 特に、船舶により行う漁業であって、下記に該当するものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。(＝大臣許可漁業)
 - ① 漁業調整のため制限措置を講ずる必要があること
 - ② 国際約束の取決めが存在するか、漁場の区域が広域にわたることのいずれかに該当すること

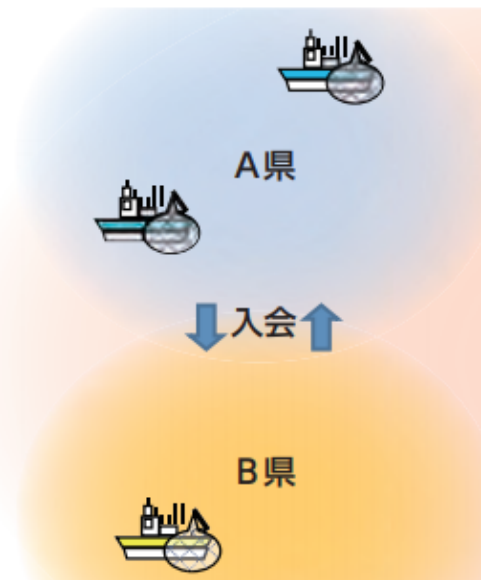
漁業権漁業

知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業等を排他的に営む権利を免許



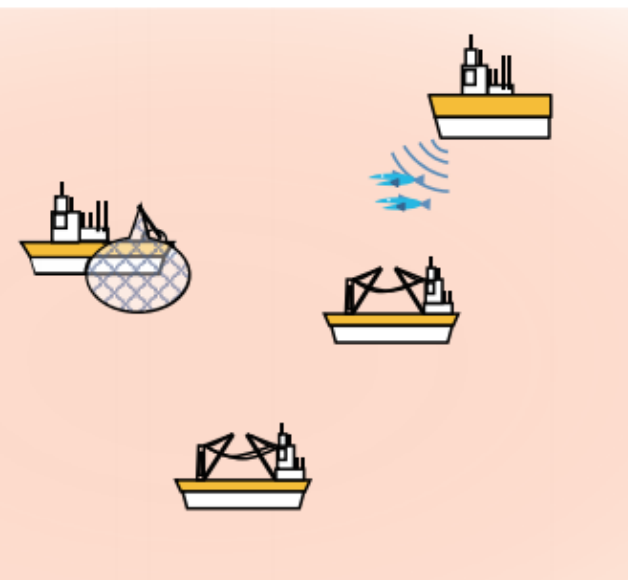
知事許可漁業

都道府県の沖合等で操業する漁業について知事が許可



大臣許可漁業

複数県の沖合や外国へ出漁する漁業について国（農林水産大臣）が許可



大臣許可漁業の種類

- 改正漁業法に基づき、17種類の漁業を大臣許可漁業に指定。合計で約1千隻を許可。
(改正漁業法により、これまでの「指定漁業」及び「特定大臣許可漁業」を大臣許可漁業に一本化)

漁業種類	漁船等	漁法等	漁獲対象種	主な海域	隻数
沖合底びき網漁業	総トン数15トン以上の動力漁船	底びき網	—	我が国周辺	285
以西底びき網漁業	総トン数15トン以上の動力漁船	底びき網	—	東シナ海	6
遠洋底びき網漁業	総トン数15トン以上の動力漁船	底びき網	—	天皇海山,南インド洋	3
東シナ海はえ縄漁業	総トン数10トン以上の動力漁船	はえ縄	—	東シナ海	14
太平洋底刺し網等漁業	動力漁船	はえ縄又は底刺し網	—	天皇海山,小笠原	10
大西洋等はえ縄等漁業	動力漁船	はえ縄,底刺し網又はかご	—	大西洋,インド洋	2
大中型まき網漁業	総トン数40以上(北部太平洋海区15トン以上)の動力漁船	まき網	—	我が国周辺,中西部太平洋,インド洋	111
基地式捕鯨業	動力漁船	もりづつ	鯨	我が国周辺	5
母船式捕鯨業	製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及び独航船	もりづつ	鯨	我が国周辺	1船団
かじき等流し網漁業	総トン数10トンの動力漁船	流し網	かじき,かつお,まぐろ又はさめ	道東～房総半島沖	45
東シナ海等かじき等流し網漁業	総トン数10トンの動力漁船	流し網	かじき,かつお又はまぐろ	東シナ海	5
かつお・まぐろ漁業	総トン数10トン以上(我が国200海里内20トン)以上の動力漁船	浮きはえ縄又は釣り	かつお,まぐろ、かじき又はさめ	我が国周辺,世界各地	429
中型さけ・ます流し網漁業	総トン数30トン以上の動力漁船	流し網	さけ又はます	我が国周辺	—
北太平洋さんま漁業	総トン数10トン以上の動力漁船	棒受網	さんま	北太平洋	123
ずわいがに漁業	総トン数10トン以上の動力漁船	—	ずわいがに	我が国周辺	13
日本海べにずわいがに漁業	—	かご	べにずわいがに	日本海	11
いか釣り漁業	総トン数30トン以上の動力漁船	釣り	いか	我が国周辺,北太平洋	42

※漁業法に基づく内容により、令和7年1月現在の情報を整理。

大臣許可漁業の許可のプロセス

- 公示による許可の一斉更新制度を廃止し、既存の大臣許可漁業者については、継続して許可。
- 新規に許可を行う場合には、随時、公示による許可を実施。
- 大臣許可漁業の許可の有効期間は原則5年間。

既存の大臣許可漁業者の許可手続

許可

継続申請

大臣は申請内容を審査

※適格性や従前の内容と同一かどうかを判断

許可(継続)

新規に許可を行う場合の許可手続

大臣は新規に許可する隻数・トン数を公示

※資源状況の変化や廃業等があった場合は必要に応じてその都度実施
※漁獲量の相当部分にIQが導入された場合は、トン数など規模に関する制限を定めない

申請

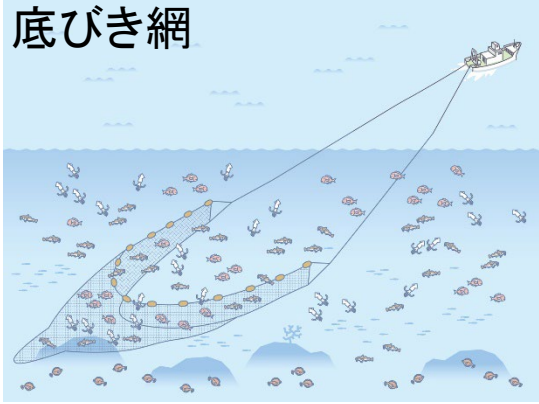
大臣は申請内容を審査

※公示した隻数に応じて生産性を勘案

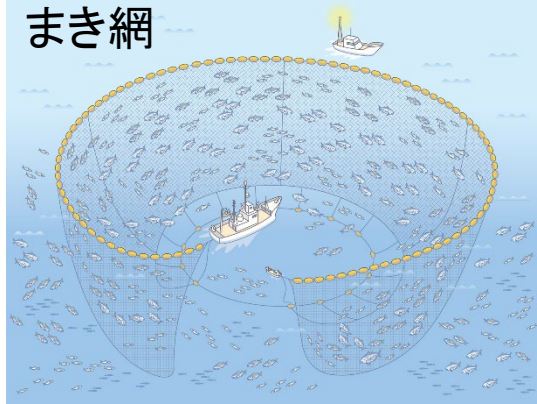
許可

漁業の操業概念図

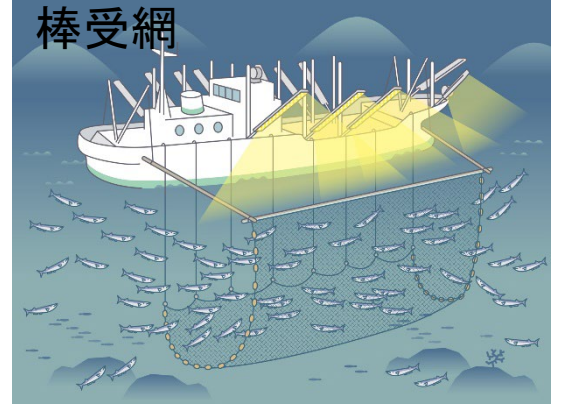
底びき網



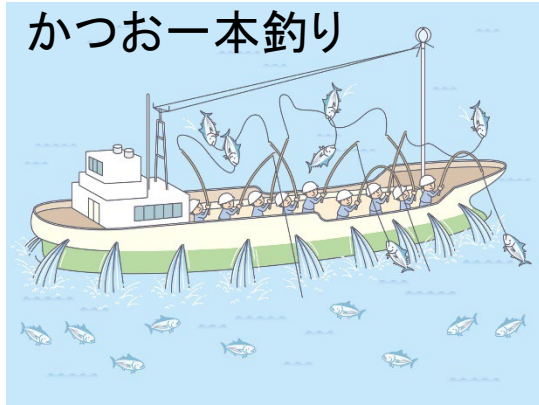
まき網



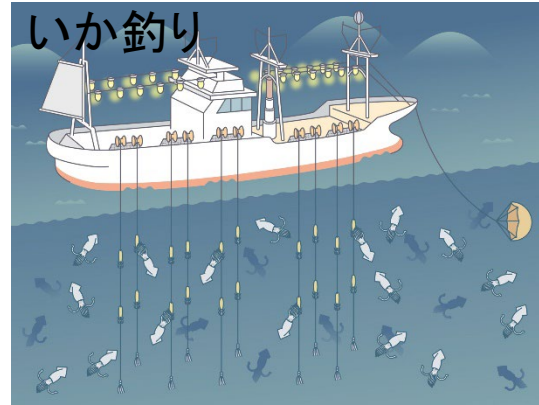
棒受網



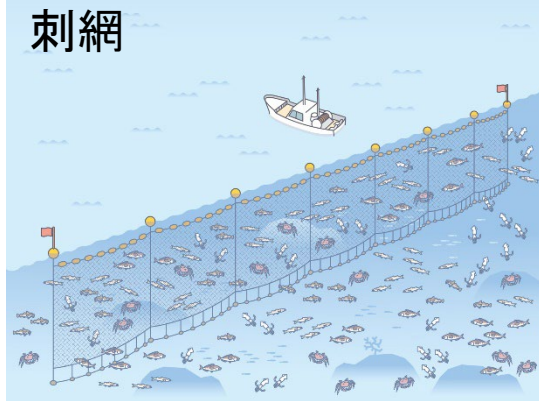
かつお一本釣り



いか釣り



刺網



はえ縄

